

令和2年10月15日

日米科学技術協力事業（高エネルギー物理分野）
令和3年度研究課題公募要項

日米科学技術協力事業（高エネルギー物理分野）は、日米両国間の高エネルギー物理分野の研究及び技術交流を促進する目的で、昭和54年（1979年）より開始され、現在は、「科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和63年6月20日締結）」に基づいて実施されている研究開発事業です。

平成29年度の公募より、平成27年10月6日に高エネルギー加速器研究機構と米国エネルギー省（DOE）により締結された、「エネルギー分野及びこれに関する分野における研究開発のための協力に関する日本国文部科学省とアメリカ合衆国エネルギー省の実施取極に基づく『高エネルギー物理学分野の事業取極』」に基づき、日米双方において同時に公募を行い、日本側は本機構が、米国側はエネルギー省が窓口となり、日本／米国の共同研究代表者からそれぞれ研究課題申請を受け付けることになりました。さらに、令和3年度の公募より、長期的な視野に立った共同研究を推進するため、申請課題の研究期間を最大3年とすることとなりました。課題が3年未満で完了する予定である場合は1年、もしくは2年間の研究期間とすることは可能です。複数年度課題が採択された場合は、当該研究期間が継続している間は改めて課題申請を行う必要はありません。ただし、配分予算は初年度の配分額のみ確定とし、2年度目・3年度目の配分額は年度毎に全体の予算状況に応じて、実績評価を行った上で改めて決定されます。

つきましては、以下のとおり、令和3年度に実施する研究課題について募集します。

なお、予算交付が確約されていない時期での公募であることを予めご承知置きください。

1. 対象となる研究課題

高エネルギー物理分野において、日米の研究機関間の協力により実施されることが必要かつ効果的な内容をもつ研究課題とします。

○募集対象分野

本事業で支援する研究課題は、主に以下の分野となります。

- －高エネルギー物理実験
- －加速器の将来技術の開発
- －素粒子物理実験用測定器の開発
- －新たな加速器、測定器および実験コンセプトを創出発展させる会議・ワークショップの開催

○募集課題に関する留意事項

- (1) 日米間で別に検討されている ILC コスト削減に関する研究開発は、本募集の対象外となります。
- (2) 対象研究課題は、日米共同での研究開発に限り、共同研究相手機関は、本事業の研究分野を対象とする米国エネルギー省 (DOE) 傘下の研究機関、大学及びその他同省が資金提供することができる機関との研究課題に限ります。ただし例外について、下記 (4) もご参照ください。
- (3) 昨年度からの米国側の制度変更に伴い、米国側の共同代表は、DOE 傘下の国立研究所所属者に限ります。
- (4) 日本側のみに申請する課題も受け付けます。これは、共同研究に係わる米国側の資金が日米共同公募とは別の枠組みで措置されるケースに対応するためです。このカテゴリーには、進行中の研究へのサポートも含まれます。なお、日本側のみの申請課題についても、日米合同審査委員会で審査いたします (申請書も英語で作成いただきます)。

2. 申請資格

日本国内の国立大学法人、公立大学法人、私立大学又は文部科学省所管の法人に所属し、研究に従事する者

3. 研究実施期間

採択決定日 (令和 3 年 4 月中を予定) ~ 採択された年限まで (最大 3 年目の年度末まで)

※申請できる研究期間は最大 3 年となります。ただし、3 年未満で完了する予定である場合は 1 年、もしくは 2 年間の研究期間とすることは可能です。また、2 年又は 3 年の研究期間を申請した場合でも、1 年又は 2 年のみ採択される可能性があります。申請期間より採択期間が短い場合、翌年度以降に再度申請することは可能です。

※審査結果については 3 年間の採択の継続を保証するものではなく、年度毎の実績評価により途中で不採択となる場合もございますことを予めご承知置きください。

※なお、次年度以降も同じ又は類似の研究課題で、当該年度の応募に申請することができます。

4. 支援対象経費

(日本側)

| | | |
|--------|------|---|
| 内 訳 | 物件費 | 研究に必要なとなる物品の購入費用。 |
| | 外国旅費 | 日本から米国への出張旅費。 米国以外への出張には使用できません。また、米国からの研究者の招聘には使用できません。 |

※これらの経費は、人件費、謝金等には使用できません。

なお、執行にかかる経理手続きは、本機構において行います。

※日本側の予算は年度末の未執行額を次年度に繰り越すことはできません。

5. 審査基準

日米共同申請／日本側のみへの申請共に以下の基準に基づき審査されます。

- ・研究課題の科学的技術的価値
- ・研究計画及び方法の適切性
- ・申請者の資質及び研究課題で使用を予定している資源の妥当性
- ・要求予算額の合理性及び適切性
- ・各要素における日米間の責任のバランス

なお、以下の事業に関する基準も考慮されます。

- ・研究内容が募集対象分野と合致していること
- ・申請課題が日米の研究機関間の協力により実施され、協力関係が重要であり、かつバランスのとれたものであること。なお、ここでの「バランスのとれた」とは、日米双方の責任が同等であるか、同等でない場合参画機関の特別な事情により説明可能なものを指します。
- ・日本側のみへの申請課題については、米国側への予算要求無しで共同研究が可能である、合理的な理由も審査の際考慮の対象となります。

6. 申請方法及び申請書提出期限

《申請方法》

以下のホームページより申請書をダウンロードの上、申請してください。申請書は電子メールにてお送りください。必要に応じて、補足資料も受け付けます。なお、添付するファイルサイズが **2MB** を超える場合は、メールを受理できませんので、事前に以下のメールアドレスにご連絡ください。

申請書

- 米国側との共同申請の場合

http://www2.kek.jp/kokusai/us_japan/bosyu/plan21/syorui_joint.zip

- 日本側のみへの申請の場合

http://www2.kek.jp/kokusai/us_japan/bosyu/plan21/syorui_japan.zip

《申請書提出先》

高エネルギー加速器研究機構

研究協力部国際企画課 国際企画第一係 宛

E-mail koryu1@mail.kek.jp

《申請書提出期限》

令和2年12月16日（水） 7:00（日本時間）

7. その他留意事項

- (1) 米国側との共同申請の場合、DOE 傘下研究機関所属の共同研究代表者からの米国側への申請も必要となります。

申請方法等については、以下をご参照ください。

《米国側への申請方法について》

Announcement Number: LAB 21-2423

URL: <https://science.osti.gov/hep/Funding-Opportunities>

- (2) 米国の共同研究相手機関における研究活動の際は、安全関連規則並びに、研究データ及び知的財産権の取り扱い等に十分ご注意下さい。

8. 審査方法及び審査日程

- (1) 日本でのヒアリング審査

本機構への申請については、令和3年2月下旬(予定)に、本機構において日米科学技術協力事業高エネルギー物理研究計画委員会を開催し、ヒアリング審査を実施します。詳細については、別途申請者に連絡します。

- (2) 日米合同審査

本機構及びDOEが共同で開催する、日米合同パネル及び日米合同委員会において書面審査を行い、採否を決定します。

日米合同委員会は令和3年4月中の開催を予定しており、委員会において申請者より説明を行っていただく場合があります。なお、当該委員会の使用言語は英語となります。

9. 成果報告

- (1) 本機構の日米科学協力事業高エネルギー物理研究計画委員会において成果報告をしていただきます。複数年度採択された課題も含めて、本機構からの求めに応じ、一年度毎に報告書の提出及びヒアリング等にて報告を行ってください。
- (2) 5年に一度、本事業の評価を行いますので、本機構の求めに応じ、成果の報告を行ってください。
- (3) 研究成果を公表する際には、日米科学協力事業「高エネルギー物理分野」の助成を受けて行った研究の成果であることを明示してください。

10. 問合せ先

《申請内容について》

高エネルギー加速器研究機構 研究計画委員会 幹事 小林 隆

E-mail takashi.kobayashi@kek.jp

《提出書類について》

高エネルギー加速器研究機構

研究協力部国際企画課 国際企画第一係 宛

電話 029-864-5132

E-mail koryu1@mail.kek.jp

※ファイルサイズが 2MB を超える場合はご連絡ください。